

平成二十六年四月七日提出
質問第一〇七号

ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する再質問主意書

二〇一〇年、我が国での在留期限が切れ、成田空港から強制送還されることとなったガーナ人男性が、送還される際に急死した件につき、同男性の妻が、男性が急死したのは東京入国管理局の職員による過剰な制圧行為が原因であるとして、国に損害賠償を求めていた訴訟の判決が、本年三月十九日なされた。東京地裁の小林久起裁判長は、入管職員の違法な制圧行為により、同男性が窒息死したことを認定し、国に約五百万円の支払いを命じている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一八六第八八号）を踏まえ、再質問する。

一 今回の判決に対し、「前回答弁書」で政府は「御指摘のガーナ人男性（以下「当該男性」という。）の死因、：について、被告国の主張とは異なる認定がなされたため、平成二十六年三月三十一日に控訴したところである。」との答弁をしている。右答弁にある「被告国の主張」とはどのようなものか。

二 政府が控訴したとしても、一人の人間の命が失われたことに変わりはない。ガーナ人男性が死亡したことに對し、政府、特に法務省として率直な反省はないのか。

三 今回のガーナ人男性のケースと同様に、在留期限が切れた外国人を本国に送還する際、過剰な制圧行為が科され、死亡者が出たケースは過去にあるかと前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では何

の答弁もなされていない。当方は、現在裁判にかけられているものについて詳細を問うつもりはなく、過去にそのような事例があったか否かを問うているだけであるのに、なぜ明確な答弁がなされないのか説明を求めらる。

四 在留期限が切れた外国人を本国に送還する際、何らかのトラブルにより死亡者が出たケースは過去にあるか。あるのなら、その事例を全て挙げられたい。

五 四の事例に対し、政府としてどのような再発防止策を講じてきたのか説明されたい。

六 「前回答弁書」で、ガーナ人男性が死亡した際の法務省入国管理局長、東京入国管理局長の氏名が挙げられている。田内正宏、高宅茂両氏は、現在どの官職についているか明らかにされたい。

七 ガーナ人男性が死亡した件につき、六の両氏は何らかの注意、処分を受けているか。

右質問する。